

広域避難所運営計画の作成支援業務 仕様書

1 業務名

広域避難所運営計画の作成支援業務

2 目的

大規模災害時において、市町を越えて避難する住民のために委託者が開設する避難所（以下、「広域避難所」という。）を適切に開設・運営できるように、広域避難所開設・運営に関する計画(案)を作成する。この計画(案)を踏まえ、委託者は広域避難所運営計画を策定し、広域避難所の早期開設・運営や避難者の良好な生活環境の確保を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 広域避難所候補施設（案）

委託者が開設する予定の広域避難所の候補施設（案）は下記のとおり。

- (1) 山口県立下関武道館（下関市大字富任字小迫 198-17）

<https://shisetsu.mizuno.jp/m-7316>

- (2) 維新百年記念公園（山口市維新公園 4丁目 1番 1号）

<https://www.ishin100.com/main/>

- (3) 山口県スポーツ交流村（光市光井 2丁目 19-2）

<https://kouryumura.net/>

- (4) 萩ウェルネスパーク（萩市大字椿字霧口 73番地 7）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/130/23705.html>

5 業務内容

- (1) 広域避難所運営計画(案)の作成

広域避難所候補施設ごとに、施設状況や施設管理者・所管課等の意見を収集し、各施設の特性を踏まえた上で、以下のア～カの要素を盛り込んだ広域避難所の開設・運営に係る計画(案)を施設ごとに作成すること。

なお、検討の結果、委託者が広域避難所として開設・運営しない旨の判断を行った場合は、当該施設に係る計画(案)作成について、行わないことができる。

ア 各広域避難所候補施設の現状・課題の把握

各広域避難所候補施設の現地視察及び施設管理者・所管課等へのヒアリングを実施し、各広域避難所候補施設の現状・課題を把握すること。

各広域避難所候補施設及び施設管理者・所管課等へのヒアリングは2回程度実施すること。なお、1回目は施設の現状・課題抽出を主目的とし、2回目は5(1)イ

～カの作成案を提示し、施設管理者・所管課等に説明の上、意見を聴取すること。

イ 広域避難所運営方針の検討

委託者と協議の上、各広域避難所において想定する避難者の属性、収容人数等の広域避難所運営方針について検討を行うこと。

ウ 各種機能の配置に係るレイアウト図の作成

上記ア、イを基に、広域避難所候補施設ごとに、各種機能の配置に係るレイアウト図を作成すること。なお、レイアウト図は、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針（山口県）」に従い、委託者と協議の上、作成すること。

エ 広域避難所開設・運営に関する共通シナリオの作成

災害発生時から広域避難所を開設し運営するまでの手順を示した、広域避難所候補施設共通のシナリオを作成すること。

- ・シナリオの作成に当たっては、開設及び開設から1週間程度の運営は、県職員が行うものと想定すること。
- ・シナリオには、県職員、被災市町職員、施設管理者、関係機関等の各役割を明記すること。

オ 広域避難所開設・運営に必要な資機材リストの作成

上記ウにおいて作成したレイアウト図を基に、広域避難所候補施設ごとに、開設・運営に必要な資機材のリストを作成すること。なお、資機材の必要量については、広域避難所を3ヶ月間運営するものと想定し、算出すること。

カ 必要な施設改修項目の整理

上記ウにおいて作成したレイアウト図を基に、広域避難所候補施設ごとに、開設・運営に必要な施設改修の項目について整理すること。また、併せて当該施設改修を実施しない場合に取り得る代替手段についても提示すること。

(2) 業務打合せの実施

本業務の遂行に当たり、委託者と適宜、打合せを行うこと。打合せ方法は対面とWebのいずれも可とする。

打合わせ後に、議事録を作成し、委託者に提出すること。

(3) 避難所運営検討部会ワーキンググループへの出席

委託者が設置する避難所運営検討部会ワーキンググループ（2回程度開催予定）へ出席し、本業務に係る状況報告等を行うこと。参加方法は対面とWebのいずれも可とする。

(4) 広域避難所運営計画(案)への意見聴取

広域避難所運営計画(案)を作成した後に、委託者は、各広域避難所候補施設及び施設

管理者・所管課等に対して、計画(案)への修正意見やその他必要な意見の聴取を行う予定であり、その意見聴取の日程も踏まえて、業務の遂行スケジュールを検討すること。

6 履行の確認

業務完了後は、業務完了報告書と合わせて以下の成果物を県に電子データ（形式は、別途指示）で提出すること。

- ・広域避難所運営計画(案) 一式

7 その他の留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うに当たり、関連法令等を遵守すること。

(2) 著作権の帰属

本事業の成果物及びその著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、第三者が著作権を有する部分を除き、原則として委託者に帰属するものとする。

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

①受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、委託者は契約の取り消しができる。そのために委託者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

②その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

(4) 費用負担

本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

(5) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、受託者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。なお、この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、決定すること。